

日本馬術連盟 ドーピング防止および薬物規制規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、日本馬術連盟（以下、**JEF**）が主催または公認する競技会および国民体育大会馬術競技会（以下、**JEF** 競技会）における競技者および馬のドーピングの防止および薬物規制について定めることを目的とする。

(関連規程)

第2条 競技者については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、**JADA**）が定める「日本ドーピング防止規程」を適用する。

2. 国際馬術連盟 (**FEI**) 公認競技会における馬については、「FEI 馬ドーピング防止および治療規制規程 (EADCMR)」を適用する。なお、**JEF** 競技会においても、最新の EADCMR を優先して適用することがある。

(主催者の義務)

第3条 本規程に基づきドーピング防止および薬物規制のための検査（以下、検査）を行うことを **JEF** が指定した競技会の主催者は、**JEF** の指示に従って、当該競技会場に、競技者用および馬用を区分して検査に必要な施設を準備・設置しなければならない。

(競技者の義務)

第4条 全ての競技者および競技会に参加する馬管理責任者は、**JEF** または **JADA** が実施する検査および検体採取に協力するものとし、何人もこれを拒否または妨害してはならない。

第2章 競技者ドーピング防止委員会

第5条 競技者のドーピング防止および薬物規制に係わる企画立案および検査を実施するために「競技者ドーピング防止委員会 (**PAD** 委員会)」を設置する。

(**PAD** 委員会の職務)

第6条 **PAD** 委員会は、**JADA** との連携の下で馬術競技者のドーピング防止・薬物規制を推進するため、**JEF** ドーピング防止憲章の意図するところに基づき、以下の職務を行う。

- (1) 馬術競技会における競技者を対象とした検査の実施
- (2) 年度毎の検査実施計画（検査対象競技会の選定、検査日程、検査方法、検査 1 回当たりの被検者数、被検者の選定方法など）の立案
- (3) 各競技における検査実施担当者の指定任命
- (4) 検体搬送業者の選択と調整
- (5) その他、**JEF** が必要と認める事項

(委員の構成)

第7条 **PAD** 委員会の委員長は理事会で選出し、会長がこれを委嘱任命する。

第8条 **PAD** 委員会の委員は **PAD** 委員長が指名し、理事会の承認を得て、これを会長が委嘱任命する。

第9条 PAD委員会の委員は10名以内とし、少なくとも1名のJADAドーピング・コントロール・オフィサー有資格者を含む学識経験者6名以内の委員に加え、JEF競技本部(馬場、障害、総合、エンデュランス)が推薦する各1名の委員により構成する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は2年とし、再委嘱することができる。

2. 補欠または増員による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 委員の委嘱期間の起算は、JEF役員の選任が行われた年の6月1日とする。

(会議)

第11条 委員長は必要に応じて会議を招集する。

2. 委員長は会議の議長となり、議事を処理する。
3. 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
4. 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第12条 会議は非公開とする。

第3章 裁定委員会

第13条 本規程第20条違反の事案を審理するため裁定委員会を設置する。

(裁定委員会の職務)

第14条 裁定委員会は、獣医委員会からの付託に応じて、違反の疑われる事例につき聴聞会を開催して事実関係を審理し、違反者に対する制裁処置案を策定し、これを会長に答申する。

(委員の構成)

第15条 司法委員会委員が同時に裁定委員会委員となる。ただし、会長が必要と認めて指名した者を裁定委員会委員に加えることができる。

第16条 委員長は、司法委員会委員長がこれにあたる。

(委員の任期)

第17条 委員の任期は2年とし、再委嘱することができる。

2. 補欠または増員による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 委員の委嘱期間の起算は、JEF役員の選任が行われた年の6月1日とする。

(会議)

第18条 会議は、会長の承認を得て委員長が召集する。

2. 委員長は会議の議長となり、議事を処理する。
3. 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
4. 会議の議事は、出席委員の2/3をもって決定する。

第19条 会議は非公開とする。

第4章 馬のドーピング防止および薬物規制

(検査の立案等)

第20条 獣医委員長は、馬のドーピング防止・薬物規制を推進するため、JEFドーピング防止憲章の意図するところに基づき、以下の事項について立案する。

- (1) 馬術競技会における競技馬を対象とした検査の実施運営

- (2) 年度毎の検査実施計画(検査対象競技会の選定、検査日程、検査方法、検査 1 回当たりの被検馬数、被検馬の選定方法など)の立案
- (3) 検査分析所および検体搬送業者の選択と調整
- (4) その他、JEF が必要と認める事項

(馬管理責任者の責任)

第 21 条 馬管理責任者は、競技会の期間中、第 23 条に定める禁止物質および禁止方法をその管理馬に使用してはならない。

2. 競技会の期間中、馬に対して第 23 条に定める禁止物質および禁止方法が使用されたことが明らかになったときは、当該馬管理責任者は、その原因が過失または故意の如何にかかわらずその責任を負うものとする。

(検査)

第 22 条 獣医委員会は、JEF が行うすべての検査を監督する責任を負う。

2. JEF が検査の実施を指定した競技会または競技種目に参加するすべての馬は、JEF による検査の対象となり、その検体採取は獣医委員会の指定する獣医師が行う。
3. JEF が実施する検査は、検査を行う時点で公示されている JEF 獣医規程に定められた検査手順に則って実施しなければならず、分析結果の有効性を損なうような検査手順からの逸脱があったときは、その検査自体が無効となる。
4. JEF が国を代表する人馬を選考するために特に指定して行う検査(選考補助検査)については、本規程を適用しない。

(違反行為の区分)

第 23 条 禁止物質および禁止方法は、FEI が公表する最新の馬の禁止リストを適用し、本規程においても EADCMR と同様、以下のとおり区分する。

- (1) 禁止物質または禁止方法(ドーピング目的に使用される物質または方法)
- (2) 治療用規制物質または治療用規制方法(治療目的に使用される物質または方法)

第 24 条 FEI が定める最新の馬の禁止リストは、FEI が公示する発効日時をもって本規程に適用する。

(違反行為の定義)

第 25 条 禁止物質あるいは禁止方法の使用による結果の成否に係わらず、禁止物質あるいは禁止方法を使用すれば本規程違反となる。禁止物質が使用された時期および方法に係わらず、競技会期中にその影響下にあると認められたときは、使用したものとみなす。ただし、禁止物質であっても、FEI 獣医規程に許容基準値を定めた物質については、その基準値以下であれば違反行為とはならない。

2. 受検通告後の不可抗力を除く故意または過失による検体採取の不履行または検体採取の回避は、それ自体が本規程違反となる。
3. 検査の執行段階において、たとえいかなる部分であっても不正な操作や改ざんの実行、あるいはそれらを試みることは、それ自体が本規程違反となる。
4. 禁止物質あるいは禁止方法に係わる不正取引や不正行為は本規程違反となる。
5. 禁止物質の馬への投与あるいは禁止方法の使用に係わる支援、助長、補佐、扇動、隠蔽もしくは何らかの陰謀が明確な証拠により発覚した場合は本規程違反となる。

(挙証責任と証拠基準)

第 26 条 本規程違反を問うためには、JEF は、違反が発生したことを立証する責任を有する。

第 27 条 本規程違反を立証するためには、獣医委員会は、証拠基準を満たす証拠(裁定委員会を納得させるに足る信頼度を備えた事実)を提出しなければならない。

2. 証拠基準は、違反行為についての単なる状況証拠では不十分であり、その違反を合理的に説明できるものでなければならない。

第 28 条 馬管理責任者が当該嫌疑に反論するときは、証拠基準を満たした特定の事実または状況証拠を提示する挙証責任を負うものとする。

第 29 条 本規程違反に関する事実は、自認を含む確かな方法で立証するべきであるが、検査方法・手順の不備を争点とした反論については以下の証拠原則が適用される。

- (1) 馬管理責任者は、検体の採取、搬送、検査所における保管と分析などの一連の検査手順に JEF 獣医規程に定めた手順からの逸脱があったことを立証することができれば、その嫌疑に反論することができる。
- (2) 馬管理責任者が一連の検査手順における JEF 獣医規程に定めた手順からの逸脱を示して反論した場合、獣医委員会はそれら一連の手順における逸脱が、違反が疑われる分析結果や他の本規程違反の原因ではないことを立証する責任を負う。
- (3) それら検査手順からの逸脱が、違反が疑われる分析結果や他の本規程違反の原因ではないことを獣医委員会が立証できれば検査の結果は有効であるが、それが立証できないときは検査結果が無効となり、本事例の違反性の追及は中止する。

(馬の治療目的使用許可:ETUE)

第 30 条 競技会の直前あるいはその期間中に禁止物質あるいは禁止方法の使用を必要とする馬が、競技を継続または競技に参加する場合は、JEF 獣医規程に定める申請書式を使用して獣医師団長および審判団長の許可を受けなければならない。

(検査対象馬の指定)

第 31 条 それぞれの競技会や競技種目での検査対象馬の頭数は、獣医委員会が定める。

第 32 条 前条に定める頭数とは別に、競技会に臨場した獣医師団が必要と認めるときは、競技場審判団の了解を得て、ターゲット検査を実施することができる。ただし、ターゲット検査は本規程違反防止の目的に限り適用される。

(検体の所有権)

第 33 条 採取された検体の所有権は、JEF に帰属する。

(検査所の指定と検体分析)

第 34 条 JEF は、FEI 検査所基準に準拠した検査所を指定し、分析を依頼する。

2. 検体は、原則として馬の禁止リストに公示された禁止物質と禁止方法を検出する目的で分析するが、JEF が必要と認めるときは、調査研究と監視を目的に他の物質の検出分析を行うことができる。
3. 前項に定めた目的以外に、馬管理責任者から書面にて同意を得ることなく、検体を使用することはできない。
4. 検体は第 71 条に定める時効を待たずに廃棄することができる。

第 35 条 JEF が指定した検査所は、FEI 検査所基準に準拠して検体を分析し、その結果を書面にて速やかに JEF に報告しなければならない。

(結果管理)

第 36 条 分析結果および関連する調査結果は、その事例についての裁定を経て処置が下されるまでは、機密裡に管理されなければならない。

第 37 条 A 検体における違反が疑われる分析結果を受けて、獣医委員会は当該事例について次の調査を行う。

- (1) 第 30 条の定めに基づく「馬の治療目的使用許可 (ETUE)」の事前付与の有無
- (2) JEF 獣医規程に定めた検査手順からの明らかな逸脱事実の有無

第 38 条 前条の定めに基づいて調査を行った結果、ETUE の事前付与がなく、分析結果の有効性を損なうような検査手順からの逸脱事実が認められない場合、獣医委員長は当該馬管理責任者に対し書面にて、速やかに以下の通知を行うものとする。

- (1) 違反が疑われる分析結果
- (2) 第 23 条に規定する違反区分
- (3) 当該馬管理責任者には、B 検体の分析を要求する権利があること
- (4) 当該馬管理責任者には、B 検体分析の際、本人または代理人が B 検体の確認と開封に立ち会う権利があること
- (5) 当該馬管理責任者には、A 検体と B 検体の分析報告書の複写を請求する権利があること
- (6) 当該馬管理責任者は、B 検体の分析要求権利を放棄し、違反行為を認めることができること

第 39 条 B 検体の検査は、当該馬管理責任者の要求を受けてから、休業日を除く 10 日以内に、検査所が提示する最も早い期日に行うよう手配しなければならない。

2. 当該馬管理責任者が B 検体分析の権利を放棄した場合でも、JEF は B 検体の分析を実施することができる。

第 40 条 B 検体の分析では、必要に応じて JEF の代理人がその確認と開封に立ち会うことができる。

第 41 条 B 検体の分析結果は機密裡に検査所から書面により JEF に通知され、JEF は、その結果を書面にて当該馬管理責任者に連絡する。

2. B 検体の分析結果が陰性であった場合は、当該事例は陰性とみなされ、すべての調査や審理を中止する。
3. B 検体の分析により、禁止物質あるいは禁止方法の使用が確認された場合、獣医委員会は当該事例の審理を裁定委員会に付託する。

第 42 条 前条 2 項に係わらず、獣医委員長が必要と認めるときは、追跡調査を行うことができる。

2. 当該追跡調査が完了し当該事例についての違反性が否定されたときは、獣医委員長はその追跡調査結果を付して、本規程違反の追及中止について、当該馬管理責任者へ書面にて通知する。
3. 当該追跡調査の結果、獣医委員長が当該事例について本規程違反の追及継続が必要と認めるときは、獣医委員長はその違反行為が該当する規定と根拠について、当該馬管理責任者へ書面にて通知し、その審理を裁定委員会に付託する。

(暫定的資格停止)

第 43 条 JEF は、A 検体の分析結果が第 23 条に該当する違反として疑われる場合、獣医委員長が

第 38 条の通知を行った時点で、第 44 条に定める公式な聴聞会を開催する前に、当該馬管理責任者および競技者の競技参加資格を暫定的に停止することができる。

2. 会長は、獣医委員長からの報告を受けて、獣医委員長からの第 38 条の通知と同日付で、当該処置を当該馬管理責任者に対して文書にて通達する。
3. 当該処分が課された場合、当該馬管理責任者が蒙る損害を極力減免するために、聴聞会を可及的速やかに開催する。

(聴聞会)

第 44 条 B 検体の分析を要求せずに A 検体の違反が疑われる分析結果を当該馬管理責任者が受け入れた場合、B 検体の分析が違反を疑わせる結果となった場合または第 42 条 3 項に該当する場合、獣医委員会からの付託を受けて裁定委員会は、聴聞会を開催し、当該馬管理責任者に対して弁明の機会を与える。

2. 当該馬管理責任者は、聴聞会における弁明あるいは挙証反論の権利を放棄して、JEF の下す処置を受け入れることができる。
3. 聴聞会にあたっては、馬管理責任者は、関連する証拠の提出と弁明および聴聞会への本人あるいは代理人の出席に遅滞なく協力しなければならない。

第 45 条 前条に基づく聴聞会では、以下の原則を尊重しなければならない。

- (1) 聴聞会における審理は中立かつ公平であること
- (2) 馬管理責任者は費用の自己負担により弁護人を立てる権利を有すること
- (3) 馬管理責任者は、提起された規程違反とその結果として生じる裁定に対して反論する権利を有すること
- (4) 証人を召喚して尋問する権利など、各当事者が証拠を提出する権利を有すること、および電話や書面による証言を受理するか否かは裁定委員会の判断に任されること
- (5) 聴聞会は、当事者からの適期かつ適切な陳述書または証拠の提出に基づき、適正な時期に開催されること
- (6) 馬管理責任者は、聴聞会において通訳を利用する権利とその費用を自己負担する義務があること、および当該通訳者の指定は原則として裁定委員会が行うこと

(審理と裁定)

第 46 条 裁定委員会は、獣医委員会の調査結果または聴聞会での当該馬管理責任者からの弁明および陳述内容を基に当該事例についての審理を行い、その裁定内容を取りまとめ、会長に書面にて答申する。

第 47 条 裁定委員会の委員であっても、本規程違反の疑いがある馬管理責任者や当該馬と係わりのある者は、その審理に参加することはできない。

2. 前項の規定により聴聞や審理に十分な委員が確保できない場合、会長は、当該事例の審理に限り、必要と認めた有識者を裁定委員に加えることができる。

第 48 条 前条の裁定委員会の答申に基づき、会長は理事会の承認を経て、当該事例についての裁定を下すものとする。

第 49 条 会長は当該事例の裁定結果と処置について、JEF ウェブサイトに公示すると共に、当該馬管理責任者に書面にて通達する。

(制裁処置)

第 50 条 第 23 条(1)の違反に対しては、原則として下記の資格停止処置と罰金を適用する。

- (1) 1 回目の違反:2 年以下の資格停止および 100 万円以下の罰金
- (2) 2 回目の違反(1 回目の違反通告から 5 年以内の本規定違反):4 年以下の資格停止および 100 万円以下の罰金

第 51 条 第 23 条(2)の違反に対しては、原則として下記の資格停止処置と罰金を適用する。

- (1) 1 回目の違反:1 年以下の資格停止に加え、100 万円以下の罰金が課される場合がある。
- (2) 2 回目の違反(1 回目の違反通告から 5 年以内の本規定違反):4 年以下の資格停止に加え、100 万円以下の罰金が課される場合がある。

第 52 条 削除

第 53 条 第 25 条 2 項または同条 3 項に違反した場合は、第 50 条に定める処置を適用する。

2. 第 25 条 4 項または同条 5 項に違反した場合、禁止物質と禁止方法については第 50 条に定める処置を適用し、治療用規制物質または治療用規制方法については第 51 条に定める処置をそれぞれ適用する。
3. 本規程違反がスポーツ以外の法令に違反する場合は、該当する行政機関または司法機関に報告することがある。

第 54 条 第 23 条の違反事例について、聴聞会において当該馬管理責任者が、その違反行為が意図的でなく、また過失でもないことを立証した場合、当該馬管理責任者への資格停止処置や他の処置は行われぬ。

2. 前項の適用を受けるには、当該馬管理責任者は、当該禁止物質が馬体に取り込まれた経緯を立証しなければならない。
3. 1 項に基づき資格停止および他の処置が行われなかった場合、当該事例は、当該馬管理責任者が問われた別件の違反に対する資格停止期間を決定する際の累積事例の対象とはならない。

第 55 条 第 25 条に違反した場合、聴聞会において当該馬管理責任者が、その違反が疑われる分析結果が情状を酌量すべき軽微な過失であったことを立証し、それを裁定委員会が認めるときは、資格停止処置あるいは他の処置を減免することができる。

2. 前項の減免処置を受けるには、当該馬管理責任者は当該禁止物質が馬体に取り込まれた経緯を立証しなければならない。

第 56 条 違反を疑われている馬管理責任者が、第 25 条 3 項あるいは同条 4 項に関して、他の馬管理責任者の違反行為の摘発に繋がる実質的な協力を JEF に提供した場合、JEF は当該馬管理責任者の資格停止処置と他の処置を減免することができる。

(複数の違反行為への裁定)

第 57 条 第 50 条、第 51 条および第 52 条に基づく 2 回目の違反行為への処置の適用は、当該馬管理責任者が初回の違反通知を受け取った後、あるいは JEF が相応な努力を払って通知を試みた後に、当該馬管理責任者が 2 回目の違反を犯したことを JEF が立証できる場合に限られる。

2. JEF が前項の事実を実証できない場合、複数の違反があっても、それは初回に含まれる単一の違反であるとみなされ、それらの複数の違反行為のうち、最も重い違反事例を対象として処置を課すものとする。

第 58 条 同一の検査において、馬管理責任者が第 23 条(2)の治療用規制物質または治療用規制方

法に関する本規程違反に加えて、さらに他の禁止物質や禁止方法に係わる違反を同時に犯したことが判明した場合、当該馬管理責任者に課される処置の裁定は、より重大な処置が課される禁止物質あるいは禁止方法を対象として決定する。

(資格停止期間の発効)

第 59 条 資格停止期間は、会長がその発効日を定めて、これを公表する。

2. 暫定的資格停止期間は、資格停止期間に合計算入するものとする。

(個人成績の自動的失効)

第 60 条 本規程違反が確定したときは、当該馬管理責任者の当該競技種目および当該競技種目の後に行われた競技種目の成績は、失効しそれらの競技種目で獲得したメダル、ポイントおよび褒賞を没収する。また、当該馬に異なる競技者が騎乗した場合にも同様の扱いとする。

2. 検査対象となっている競技種目の予選が当該競技会期間中に前もって実施されるときは、それら予選競技の当該馬管理者の成績も自動的に失効する。

第 61 条 本規程違反が確定したときは、前条の処置に加えて、当該事例の検体が採取された日または競技種目以降、もしくは他の規程違反の発生した時点から暫定的資格停止または資格停止処置の発効期日までに獲得した他の JEF 主催または公認競技会でのメダルやポイント、褒賞の没収を含めて、競技成績のすべてが失効する。

(資格停止期間中の対応)

第 62 条 資格停止処置を受けた馬管理責任者は、当該処置の期間中、FEI 公認競技会あるいは JEF 競技会または JEF の活動には、いかなる立場でも参加することはできない。

2. 前項の規定に係わらず、JEF が主催または公認するドーピング防止または薬物規制に関する教育プログラムへの参加は認められる。
3. 第 23 条(1)の違反事例においては、当該馬管理責任者に対する JEF からの財政支援や補助金等の給付のすべて、もしくは一部を保留するものとする。

(チームに対する処置)

第 63 条 チーム成績の序列が個人成績の合計に基づいて決定される競技会において、チームを構成する競技者の本規程違反が判明した場合、違反を犯した馬管理責任者の成績がチーム成績から減じられ、同チームにおける次点の競技者の成績を繰り上げ算入して、チーム成績を決定する。

2. このとき、チーム成績として算定する競技者の人数がチーム構成に必要な数を下回る場合、当該チームはチーム序列の対象から外される。

(FEI による処分の効力)

第 64 条 FEI 馬ドーピング防止および治療規制規程の違反者に対して FEI が課した処分(暫定資格停止を含む)は、本規程に定める諸手続きを経ることなく JEF 競技会および JEF の行事において自動的に適用される。

(再審理の要求)

第 65 条 本規程に基づいて下された処置は、その後、当該馬管理責任者から当該事例に対して新たな証拠が提出された場合に限り、再審理の対象となる。

2. 再審理の要求が受理され、再審理が行われている期間中も、当初の処置は引き続き効力を有するものとする。

第 66 条 再審理は、当該事例についての処置が課された馬管理責任者が、新たな証拠を明確に記載した文書を裁定委員会に提出することによって要求することができる。ただし、この再審理要

求の根拠が薄弱であると裁定委員会が判断したときは、この要求は却下される。

第 67 条 再審理要求の申し立て期間は、当該事例についての処置を公示した日から 30 日間とする。

第 68 条 裁定委員会での再審理の結果、提出された新たな証拠が却下されたときは、従前の処置が引き続き効力を発揮するが、新たな証拠により当該馬管理責任者の処置の取り消しあるいは減免が必要と裁定委員会が判断したときは、その答申に基づき、会長は理事会の承認を経て、その処置の取り消しや減免処置などの裁定を下すことができる。

(上訴)

第 69 条 会長から違反行為に対する処置を通達された当該馬管理責任者は、その処置内容について、日本スポーツ仲裁機構へ仲裁の申立てをすることができる。

(情報の記録と公開)

第 70 条 JEF は、本規程に係わるすべての調査、分析結果、審理および裁定結果を集積して記録、保管する。

第 71 条 当該馬管理責任者が、当該事例について JEF が公示する前に、本規程違反もしくはその嫌疑に係わる情報を自ら開示した場合、第 36 条の規定に係わらず、JEF は当該事例に関する意見や見解を公表することができる。

(時効)

第 72 条 違反の発生から 3 年以内に何らかの手続きがとられない限り、JEF は当該事例に関して本規程違反を問うことはできず、当該馬管理責任者に対するいかなる処置もとることはできない。

附 則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。なお、本規程の施行に伴い「JEF アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程総則」、「JEF 馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程」および「JEF 裁定委員会規程」は廃止する。また、JEF 本部・委員会規程における獣医委員会、アンチ・ドーピング委員会ならびにスポーツ医科学委員会のドーピング防止に係わる記述は、当規程の趣旨に従って読み代えるものとする。

附 則 この規程は平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
(第 64 条の新設)

附 則 この規程は、平成 21 年 6 月 24 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
(第 5・6 条の改訂、第 20 条の新設、第 21 条の条項移動)

附 則 この規程は、平成 23 年 4 月 13 日から適用する。
(第 2 条、第 23 条、第 53 条、第 58 条、第 64 条の改訂、第 52 条の条文削除)